

弊店は株式会社シルキードライFC店としてシルキードライクリーニング規約に準じてクリーニング取次業務を行います。

シルキードライクリーニングお客様ご利用規約

第1条：

当店をご利用頂くお客様は、利用会員とさせていただきます。

【会員資格】

第2条：

a. 常時お電話もしくはなんらかの方法で双方向の連絡が取れる方。会員約款に則ってご利用頂ける方。

b. 会員様は必ず会員カードをご持参ください。会員カード紛失された場合、再発行費 100 円 (+税) を頂戴致します。

c. 利用会員の資格は1年です。会員更新時には都度年会費 300 円 (+税) が必要になります。

【利用方法とお断り】

第3条：

①お客様の商品には管理のため、店舗受付でお預かり後管理タグをお付けします。管理タグを付ける際、ホチキス又は安全ピンで商品本体に取付致します。品質表示タグにも補助タグをお付けしますので利用会員はこれに承諾したものとします。

②お客様の商品は全て商品に取り付けてある、番号本タグで管理しております。番号本タグ取り外し後や取扱の不正が見受けられた場合のお問合せは受付できません。尚、その他ハンガーや包装資材等に付いている補助タグにはこれらの効力はございません。

③クリーニングに出す前にポケットの中のチェックをお願いします。受付後、検品でお忘れ物が見つかった場合は有用性があると判断したものをお返しします。当方判断による破棄、返品無用品に起因する責任には応じられません。

④ホコロビ、キズ、小さな穴、商品による不具合が生じる可能性がある生地については、工程途中でも作業を中断し、お電話又はメール、受付等でお客様にご連絡させていただきます。状態によってはクリーニングせずにお返しする場合もございます。お急ぎ品ほどよく検品してお出してください。又海外メーカー製品日本国内正規メーカーを介していない商品は基本受付できません。

⑤上下対の商品は必ず一緒にクリーニングに出してください。どんなに染色がしっかりした商品でも、クリーニング回数によって色合いが変化してきます。また長い反物からなる染色工程時点で小下対でも染色堅牢度の誤差から色味に差異が生じてくる商品もございます。

⑥ボールペンやインクなどといった落ちにくいシミは早めにお持ち下されれば落ちる可能性

高くなります。逆に落ちやすいシミでも日数が経つと酸化して落ちづらくなります。また、シミの種類によっては数カ月着用後又は保管後、クリーニング工程中に浮き出でるものや変色するものもございます。

⑦弊社の推奨する加工については100%の効果を保証するものではありません。処理には最大限の手間と時間をかけ、出来る限りの対応をさせていただきますが、前述(6)のとおり日数が経ち過ぎているものや、広範囲に及んだもの又は繊維内部に付着したもの等は負荷をかけ過ぎると生地を痛めてしまう恐れがあります。その為シミ等の加工は出きる範囲までの作業に留め、作業を終了する場合があります。

⑧店舗、工場は長期の保管に適しておりません。繊維製品を扱う手前、糸埃が舞いやすく、仕上がった服に付着しやすい環境です。また作業所内は照明を使いますので、この照明の長期照射の影響で変退色を起こす原因にもなります。事故防止上、こちらから引き取りのご催促をさせて頂くこともございます。

⑨当方からの連絡の有無に関わらず、お引き取りのない商品又は6ヶ月以上経過した商品も以降そのご依頼品の毀損、汚損、滅失、又は盗難火事等によって生じる損害についての責任は負いかねます。

⑩飾りボダン類や装飾品は外してからご依頼ください。これらは洗えないものが数多くあります。衣類に付いている品質表示に洗えるとなっても、これらものに対しての表示でないものも多くあります。よってこれらの紛失、欠損は補償外となります。

⑪商品お受け取り時には、店員と受領点数確認及びお持ち込み商品でお間違いがないかの相互確認を必ず行ってください。お渡し後の点数相違及び商品間違い等の申し出はお受けできません。

⑫預かり伝票は無くさずお持ちください。預かり伝票無き場合は、管理情報の為、お名前、お電話番号を伺いし確認後、商品が特定されましたら、お取引確認証明として、受取日、住所、電話番号、ご氏名をご記入頂きます。

⑬年会費は社会情勢又は弊社都合により改定される場合があります。又1度会員価格でご利用された後、途中退会の申し出を受けましても年会費のご返金には応じません。

⑭弊社が弊社に全責があると判断した場合を除きいかなる理由があろうとも、弊社担当員又は店員がお客様のご自宅に伺うことはございません。

⑮お客様の主観的価値判断や限定品・記念品等の付加価値又は贈答品等の無形的損害賠償や精神的慰謝料等は応じられません。

⑯受付商品も経年劣化及び変化、耐用年数、取扱方法がございます。クリーニング後の個人の感性や感覚部分等に関する申し出があった場合、弊社品質規定に則った再洗、再仕上げを補償期間内であれば無料で、又、修理品その他お客様よりお申し出があった不具合には商品をお預かり後又は鑑定機関で鑑定後、無料又は有料でお受けさせていただきます。(但し、番号本タグ付商品に限らせて頂きます。)

【商品補償適用外について】

第4条:

- ①商品の着用中に起こった劣化がもとでクリーニング中に被害が表面化したもの。
- ②通商産業大臣の承認番号の記載されている日本の衣料品品質表示がないもの。
- ③人工皮革（ポリウレタン、塩化ビニール）、プリント商品でお買い上げから3年以上経過したもの。
- ④お渡し時のポリ袋に入れたままで、変退色が起きたもの
- ⑤経年劣化による風合いの変化及び伸縮許容範囲の伸縮

【賠償範囲】

第5条:弊社が事故賠償の責に応じられるのは次に示す内容です。

- a. クリーニング洗浄による損傷
- b. シミ抜き工程による損傷
- c. プレス仕上げによる損傷
- d. 不明及び紛失
- e. その他の原因による損傷は繊維製品における専門機関の鑑定又は販売元、製造元に確認又は鑑定による判断に基づく。

【賠償対象外】

第6条: 下記の原因所在に関しましては賠償の責に応じかねます。

- ①製造者の企画・製造等に過失がある場合
 - a. 経年劣化及び変化の著しい素材で企画・製造された商品（ポリウレタン加工等）
 - b. 染色堅牢度の弱い素材で企画・製造された商品
 - c. 生地素材の使い方による硬化、剥離、ひび割れ、ゴム伸び、プリント脱落、収縮及びこれらに類するもの
 - d. 接着方法に問題ある素材又は接着剤で組み合わせられ企画・製造された商品
 - e. 熱セット性が弱い生地で企画・製造された商品（プリーツ加工やシワ加工等）
 - f. クリーニング方法がまったく異なる素材で組み合わせられ企画・製造された商品
 - g. 組成表示や洗濯表示に誤記が見受けられる商品
 - h. 表示責任者の名称と連絡先の表示がない商品
 - i. 通常の仕様に耐えない素材で企画・製造された商品
 - j. 通常のクリーニングに耐えない素材で企画・製造された商品（洗濯表示が全て不可表記商品等）
 - k. 縫製燃糸の弱い商品によるほつれやほころび
 - l. お客様自身が製造された商品の情報又は洗濯方法を誤って受付又は工場に告知された場合
 - m. 5条の e. による販売元、製造元に確認・鑑定を依頼した結果、販売元、製造元に過失が認められたにも関わらず販売元、製造元がその商品保証をしないとき
 - n. 5条の e. による確認・鑑定を販売元、製造元にする際、販売元、製造元が廃業あるいは移転等で連絡が取れず保証先がないとき
 - o. その他の企画・製造に起因する事項

②使用者の使用方法及び保管方法に過失がある場合

- a. 化学薬品等による変退色や脱色が見受けられる商品
- b. 汗や日光・照明による変退色や脱色
- c. 着用時に発生した破れ・ほつれ・糸引き等
- d. ボダンの欠落及び破損
- e. 使用者保管中の破損
- f. クリーニング取引時の袋のまま保管した場合の事故（ガス退色、カビ発生）
- h. 組成表示・洗濯表示・表示責任者タグのいずれかが欠落した商品
- i. 販売元、製造元が企画・製造した商品に自らプリントや染色を施したものの欠落又は破損
- j. その他これらに類する使用者による事故

【賠償条件】

第7条：第5条に基づく賠償条件としては以下のとおりです。

a. 当該商品お渡し予定日より30日間以内に番号本タグ付商品に事故が判明し、お申し出頂いた場合、もしくは弊社が事故扱いと認めた場合に限ります。

b. 商品の状態により、修理で対応可能と弊社が判断した場合は、原則弊社提携先で修理にて対応致します。その際の修理費用につきましては弊社が事故扱い認めた場合を除き、お客様にご負担をお願いする場合がございます。

c. 補償時必要となります商品購入価格については購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、又は手元にない場合につきましては、お客様に購入元又はメーカー、購入金額等をお尋ねしますので、お手数ですがご協力ください。弊社より販売元又はメーカーへ確認し商品製造年月日を基準とした調査を行い、購入時の販売価格とお客様から伺いした購入金額の確認後に正当な購入価格を決定させていただきます。メーカーと連絡がとれない又は商品の確認が取れない場合につきましては、厚生労働省が認可した全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が定めたクリーニング事故賠償基準（以下賠償基準）に基づき、受付時のクリーニング料金（ドライ処理は料金の40倍、ランドリー処理は料金の20倍、特殊・加工処理は料金の20倍）で算出致します。

d. ワイシャツの事故補償は、新品、旧品に区別なく、購入価格金5000円以上の商品に関しても一律、金5000円以内とさせていただきます。

e. クリーニング品の購入価格が3万円以上の商品に関しても最大賠償額が総額3万円迄とさせていただきます。

f. 賠償基準に基づく時価を超えての補償、商品への付加価値には応じられません。

g. 商品の弁償が生じた場合は、当該損害弁償品と引き換えになります。当該損害弁償品の返却と弁償金の請求には基本応じられませんが、双方協議の上、対応する場合があります。

h. メーカーが製造物責任に任ずるように、お客様に代わって事故賠償交渉を弊社が行う場合もございます。但し、その際メーカー側より第三者（弊社）からの要求には応じられないとの申し出がある場合は、その旨弊社よりお客様へお伝えし、お客様自身にメーカーへお申し出頂く場合がございます。この場合、弊社はその後には責にはおうじられません。

【約款内容の変更】

第8条：

当約款は、会員に事前の通知をすることなく本約款の内容または名称を変更することがございます。この場合の利用条件は、商品お預かり時点の会員約款によります。約款内容変更にあたって、会員にその旨を周知するものとします。

【協議事項】

第9条：

本約款に記載無き事項及び本約款の条項の解釈につき疑義の生じた事項については、お客様と弊社担当員において相互信頼の誠心に基づき、協議の上、穏やかに解決を計るものとさせていただきますが、二者間において問題解決が難しいと弊社が判断させて頂いた場合は、中立公正な第三者機関にお客様にも仲裁申し出をお願いする場合がございます。

【免責】

第10条：クリーニング賠償についての免責

a. 地震や台風など自然災害及び不可抗力によるお預かり商品の紛失、焼失等、その他事故による補償・弁償には応じられません。

b. お客様の主観的価値である無形的損害賠償（遺品や貰い物等）や精神的慰謝料等に対する補償・弁償等の賠償は致しません。

c. インポート品や海外で購入された商品、ブランド品、衣文化の違いによる事故に対する賠償も第7条に基づきます。（第3条④対象の商品のクリーニングをお客様が要望された場合は、賠償の責に応じない旨ご承諾を頂きます。）

以上 シルキードライクリーニング